

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す <u>法令</u> の条番号は、 <u>本ガイドラインの公表日（令和 5 年 12 月 27 日）時点</u> の条番号を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す <u>個人情報の保護に関する法律</u> の条番号は、 <u>令和 3 年改正法による改正後の</u> 条番号を示すものとする。
[削る]	<u>※</u> その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和 4 年 9 月 8 日）時点の条番号を示すものとする。

1 [略]

2 定義

[2-1・2-2 略]

2-3 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）

[略]

規則第 5 条

令第 2 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

1 [同左]

2 定義

[2-1・2-2 同左]

2-3 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）

[同左]

規則第 5 条

令第 2 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号) 第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる
障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

[略]

[(1) ~ (6) 略]

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第 2 条第 1 号関係）

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

[①～③ 略]

④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

・医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

成 17 年法律第 123 号) 第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる
障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

[同左]

[(1) ~ (6) 同左]

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第 2 条第 1 号関係）

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

[①～③ 同左]

④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

・医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

[(8) ～ (11) 略]

[2-4～2-19 略]

[3～10 略]

【付録】 [略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

[(8) ～ (11) 同左]

[2-4～2-19 同左]

[3～10 同左]

【付録】 [同左]